



茨城県報

第 1 3 9 3 号

平成14年 8 月26日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則（建築指導課） 1

告 示

施術機関の指定（厚生指導課） 8

受胎調節実地指導員の指定（児童福祉課） 8

指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉課） 8

大規模小売店舗の変更の届出（商業流通課） 8

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（3件）（商業流通課） 10

土地改良事業の工事完了（農村計画課） 13

茨城県経常建設共同企業体入札参加資格審査要項の一部改正（管理課） 13

茨城県特定建設工事共同企業体入札参加資格審査要項の一部改正（管理課） 14

道路の区域の変更（道路維持課） 15

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（2件）（都市整備課） 15

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所（都市整備課） 16

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（県税事務所） 16

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（生活文化課） 17

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の縦覧（廃棄物対策課） 17

都市計画の案の縦覧（都市計画課） 18

開発行為の工事完了（建築指導課） 18

道路の位置の指定（建築指導課） 19

正 誤

平成14年 8 月19日付け茨城県報第1391号中 19

規 則

茨城県規則第68号

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則を次のように定める。

平成14年 8月26日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年茨城県条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第 2 号の規則で定める要件)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める要件は、住宅団地であって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 当該住宅団地の存する地域に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第 7 条第 1 項に規定する市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日前に造成されたもの

イ 当該住宅団地の存する地域に係る区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日において造成中であつたもので、かつ、条例第 4 条第 3 項に規定する申出の日において造成が完了しているもの

(2) 都市計画法第33条第 1 項第 2 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる開発許可の基準におおむね適合するものであること。

(3) 当該住宅団地の区域内の公共施設（都市計画法第 4 条第14項に規定する公共施設をいう。）及びその敷地が、原則として、市町村の所有及び管理に係るものであること。

(条例第 2 条第 4 号の規則で定める要件)

第 3 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める要件は、当該既存集落の外周が農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域、山林、海岸、がけ又は山林に囲まれていることとする。

(条例第 2 条第 5 号の規則で定める要件)

第 4 条 条例第 2 条第 5 号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 300以上の建築物が連たんしていること。

(2) 戸数密度（既存集落内に存する住宅の戸数を当該既存集落の面積で除して得た数値をいう。以下同じ。）が、当該既存集落の存する地域に係る都市計画区域に係る市街化区域（当該既存集落の存する市町村の区域内の市街化区域に限る。）における知事が別に定める時点における人口密度から想定される戸数密度とおおむね同程度であること。

(条例第 3 条の規則で定める場合)

第 5 条 条例第 3 条の規則で定める場合は、条例第 4 条第 1 項又は条例第 6 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による指定の日前に法令の規定に従い利用されていた建築物の敷地内において土地の形質の変更をしようとする場合その他知事が特にやむを得ないと認めた場合とする。

(条例第 4 条第 1 項第 1 号の規則で定める土地の区域)

第 6 条 条例第 4 条第 1 項第 1 号の規則で定める土地の区域は、次に掲げる土地の区域とする。

(1) 工業専用地域

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第 2 条第 4 項に規定する施行地区（以下「施行地区」という。）であつて、その区域の全部又は一部について同法第98条第 1 項に規定する仮換地（以下「仮換地」という。）が指定されていないもの

(3) 施行地区であって、その区域の全部について仮換地が指定されており、かつ、いまだ一体的な日常生活圏が形成されていないもの

(条例第 4 条第 1 項各号に掲げる要件の細目)

第 7 条 条例第 4 条第 2 項に規定する細目のうち、同条第 1 項第 2 号に関するものは、同項第 1 号に該当する地域にあっては当該地域内の建築物の敷地面積の合計が当該地域の面積のおおむね40パーセント以上であること、同項第 1 号に該当しない地域にあっては当該地域内の建築物の敷地面積の合計が当該地域の面積の30パーセント以上であることとする。

第 8 条 条例第 4 条第 2 項に規定する細目のうち、同条第 1 項第 3 号に関するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 地域内の主要な道路は、車道の幅員が5.5メートル以上であること。
- (2) 地域内の主要な道路に接続する地域外の相当規模の道路は、幹線道路であって、車道の幅員が5.5メートル以上であり、かつ、歩道が整備されていること。

(条例第 6 条第 1 項第 1 号の規則で定める要件)

第 9 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号の規則で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかとする。

- (1) 最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口が、当該国勢調査が行われた年から起算して10年前において行われた国勢調査の結果による当該市町村の人口より減少していること。
 - (2) 最近の国勢調査の結果による当該市町村の区域内の市街化調整区域内の人口が、当該国勢調査が行われた年から起算して10年前において行われた国勢調査の結果による当該市町村の区域内の市街化調整区域内の人口より減少していること。
 - (3) 最近の国勢調査の結果による当該市町村の区域内の市街化調整区域内の一部の区域の人口が、当該国勢調査が行われた年から起算して10年前において行われた国勢調査の結果による当該一部の区域の人口より減少していること及び土地利用計画等において当該一部の区域について既存集落の維持に関する方針を明確に定めていること。
 - (4) 当該市町村の区域内の市街化区域（工業専用区域を除く。）の面積の当該市町村の区域内の都市計画区域の面積に占める割合が、県内の市町村の当該割合の平均より低いこと。
- 2 当該市町村について廃置分合若しくは境界変更があった場合又は当該市町村の区域について区域区分に関する都市計画が決定され、若しくは当該都市計画が変更された場合における前項各号の規定の適用については、知事が別に定める。

(条例第 6 条第 2 項及び第 7 条第 2 項の規則で定める高さ)

第10条 条例第 6 条第 2 項及び第 7 条第 2 項の規則で定める高さは、10メートル（地階を除く階数が3以下であって、その高さが10メートルを超える建築物、事務所及び作業所にあつては、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さが1.5メートルの水平面に、敷地境界線からの水平距離が5メートルを超え10メートル以内の範囲においては3時間以上、敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲においては2時間以上日影となる部分を生じさせることのない高さ）とする。

(区域指定等の申出)

第11条 条例第 4 条第 3 項（同条第 6 項及び条例第 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する申出は、申出書（様式第 1 号）を知事に提出することにより行うものとする。

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申出の理由を記載した書面
- (2) 都市計画区域基礎調査集計表（様式第 2 号）
- (3) 申出に係る既存集落の位置を示す図面
- (4) 既存集落の状況（様式第 3 号）

- (5) 申出に係る既存集落の区域を示す図面
- (6) 申出に係る既存集落における公共施設の整備状況を示す図面
- (7) その他知事が必要と認める書類

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第11条関係)

申 出 書

年 月 日

茨城県知事 殿

市町村長 印

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例第 4 条第 3 項 (第 4 条第 6 項において準用する同条第 3 項, 第 6 条第 3 項において準用する第 4 条第 3 項) に規定する申出をします。

様式第 2 号 (第11条関係)

都市計画区域基礎調査集計表

1 都市計画区域, 市街化区域及び市街化調整区域の面積等

都市計画区域名	都 市 計 画 区 域										都市計画区域以外の面積 (ha)	
	市街化区域				市街化調整区域							
	市町村の区域の面積 (ha) A = A1 + A4	工業専用地域 (ha) a	その他の地域 (ha) b	計 A2 = a + b	政令で除外すべき区域			計 f	除外すべき区域以外の市街化調整区域の面積 (ha) g	計 A3 = f + g		合 計 A1 = A2 + A3
					都市計画法施行令第 8 条第 1 項第 2 号口に掲げる土地の区域の面積 (ha) c	都市計画法施行令第 8 条第 1 項第 2 号八に掲げる土地の区域の面積 (ha) d	都市計画法施行令第 8 条第 1 項第 2 号二に掲げる土地の区域の面積 (ha) e					

- 注 1 面積は, 最近の国勢調査が行われた年の前年の10月 1 日現在の面積とすること。
- 2 面積は, 小数点以下 1 位までを記入し, 小数点以下 1 位未満の端数があるときは, その端数を四捨五入すること。
- 3 除外すべき区域の面積は, 都市計画法施行令第 8 条第 1 項第 2 号口から二までに掲げる土地の区域の面積の合計とし, 同号口から二までに掲げる土地の区域が重複している場合は, 単純に合計すると面積が過大になるため, 重複を考慮して算出すること。

2 都市計画区域, 市街化区域及び市街化調整区域の面積, 人口及び人口密度等

	年度国勢調査 ア	年度国勢調査 イ	増 減 率	
			増減数 ア - イ	増減率 (%) (ア - イ) / ア × 100
市町村の区域	面積 (ha) A			
	人口 (人) B			
	人口密度 (人口 / ha) B / A			
都市計画区域	面積 (ha) A1			
	人口 (人) B1			
	人口密度 (人口 / ha) B1 / A1			
市街化区域	面積 (ha) A2			
	工業専用地域を除いた面積 (ha) b			
	人口 (人) B2			
市街化調整区域	面積 (ha) A3			
	人口 (人) B3			
	人口密度 (人口 / ha) B3 / A3			

- 注 1 面積は, 当該国勢調査が行われた年の前年の10月 1 日現在の面積とすること。
- 2 面積, 人口密度及び増減率は, 小数点以下 1 位までを記入し, 小数点以下 1 位未満の端数があるときは, その端数を四捨五入すること。

3 都市計画区域の面積に対する市街化区域及び市街化調整区域面積の割合

都市計画区域	市街化区域 (工業専用地域を除く。)		市街化調整区域	
面積 (ha)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)

様式第3号 (第11条関係)

既存集落の状況

大字名	建築物の 連たん数	土地の利用状況			公共施設の状況					排水施設 の名称	水道事業の 給水区域と なった年月 日	既存集落 の区分	備 考
		建築物の 敷地	その他	合 計	道 路								
					地域内の主要な道路		地域内の主要な道路に接続する 地域外の相当規模の道路						
		面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	路線名	幅員 (m)	路線名	幅員 (m)	歩道の整 備の有無				
比率 (%)	比率 (%)	道路管理者	うち車道の幅員 (m)		道路管理者	うち車道の幅員 (m)							
都市計画法第34条第8号の3													
合 計													
都市計画法第34条第8号の4													
合 計													
総 計													

注1 第2種集落にあっては、住宅団地の造成が完了した年月日、都市計画法第33条第1項第2号及び第6号から第8号までに掲げる開発許可の基準への適合又は不適合の別並びに住宅団地内の公共施設及びその敷地の所有者及び管理者を備考欄に記入すること。
 2 第5種集落にあっては、現在の戸数密度及び知事が別に定める時点における人口密度から想定される戸数密度を備考欄に記入すること。

告 示

茨城県告示第1023号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成14年 8月26日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
723 こばやし接骨院	ひたちなか市高場2 - 3	柔道整復	小 林 智 樹	平成14年 8月19日	指定
724 カワイ接骨院	西茨城郡友部町東平 1 - 20 - 34	柔道整復	川 井 守 久	平成14年 8月19日	指定

茨城県告示第1024号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成14年 8月16日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成14年 8月26日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 長谷川 あゆみ

住 所 茨城県下館市大字伊佐山587番地の19

茨城県告示第1025号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成14年 8月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービ スの種類等	指 定 年 月 日
医療法人永慈会	ひたちの森ハッピーデイ	日立市小木津町1020	通所介護	平成14年 8月2日
医療法人永慈会	ひたちの森クラブ	日立市小木津町1020	居宅介護支 援	平成14年 8月2日

茨城県告示第1026号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年 8 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河 内 伸 二

(2) 住所

栃木県小山市大字卒島1293番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品結城南店

結城市大字結城字油内6510 - 1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,543㎡

(変更後) 3,081㎡

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時 (年間60日は午後 9 時)

(変更後) 午後 9 時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 8 時 (年間60日は午後 9 時)

(変更後) 午前 9 時～午後 9 時

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 8 時

(変更後) 午前 9 時～午後 9 時

(3) 変更する年月日

上記(2)ア 平成15年 4 月 9 日

上記(2)イ, ウ, エ 平成14年 8 月 9 日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河 内 伸 二

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 195台

(イ) 駐輪場の収容台数 30台

(ウ) 荷さばき施設の面積 155㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 24㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前 9 時

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数

7 箇所

3 届出年月日

平成14年 8 月 8 日

茨城県告示第1027号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 2 項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年 8 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ岩瀬店

西茨城郡岩瀬町明日香 1 丁目 8 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成14年 4 月15日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 8 時 (年間210日は午後 9 時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 8 時15分 (年間210日は午後 9 時15分)

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分

ウ 届出年月日

平成14年 3 月29日

2 意見書提出者の意見

意見の概要	理由
防音壁の設置は不要	隣接する敷地境界上の騒音レベルが夜間の規制値を超えているが、我慢できない音ではないので、また防音壁を設置することにより不便になるだけでなく圧迫感もあるため、設置は望まない。
現状のままで騒音対策は必要ない	

茨城県告示第1028号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年 8 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ上水戸店

水戸市上水戸 3 丁目3146番地の 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成14年 5 月23日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後 9 時30分（一部午後 9 時）

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分（一部午後 9 時）

ウ 届出年月日

平成14年 4 月26日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
水戸市	<p>駐車場で不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかし等を行わせないことが必要であり、来店者、搬入業者等に対して、表示板によるアイドリング防止の呼びかけを行う等、適切な措置を講ずること。</p> <p>外部からの侵入者が騒音を発生することを防止するために、深夜・早朝の見回り等で駐車場管理を行うこと。</p> <p>夜間における室外機及び排気ダクトの稼働については、最小限に抑え、騒音の軽減を図ること。</p>	<p>近年、駐車場からの自動車のアイドリング音等の苦情が増えてきており、当該店舗周辺に住宅が混在しているため。</p>

茨城県告示第1029号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 2 項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条

第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年 8 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ほこたファッションモール

鹿島郡銚田町畑田字川崎288 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第5条第1項)

平成14年 4 月11日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社アベイル	埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号	島 村 治 伸
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号	藤 原 秀 次 郎

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成14年11月30日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,342㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 210台

(イ) 駐輪場の収容台数 50台

(ウ) 荷さばき施設の面積 208㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 127㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後9時 (一部午後8時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分～午後9時

(ウ) 駐車場の出入口の数

2箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時30分～午後9時

キ 届出年月日

平成14年 3 月29日

2 意見書提出者の意見

事 項	意 見 の 概 要	理 由
交 通 対 策	別の場所への出店の検討	現店舗においても中心街よりの顧客が多く、いわゆる店への右折による来客であるので、さらなる交通渋滞の発生が予想される。
	長茂川沿いの店舗敷地と堤防との境界にフェンスを設置するか又は段差を付け、堤防から車が直接駐車場へ進入出来ないようにすること。	現店舗への来店者はこの堤防を使用しての顧客が大半を占めている（特に右折車）。これについては堤防であり道路ではないとの見解も得ている。
駐 車 場	休店日における開放処置	休店日を知らず来店した顧客が周辺の住宅の庭先でUターンをしている。
荷さばき施設	商品の搬入は営業時間内に終わること	現店舗への搬入は夜中に行われている。これにより、安眠を妨害されているとのことである。
経 路 設 定 等	顧客の出入りは自敷地内で完結すること	現店舗においても農道を使用しての来店者が多くみられ、車のすれ違いによるトラブルもあり、隣接する住民も困っている。
騒 音 対 策	シャンプルの室外機・荷さばき施設・廃棄物保管室の移動 (建物を西側に移動できないか)	隣接地には家屋があり生活者がいるので室外機よりの熱風等が家の中に入ると思われる。また、廃棄物よりの異臭あるいは荷さばき時による騒音等が発生する。 現店舗においては荷捌き、廃棄物の処理について深夜に行われているが、この騒音を防ぐために、シャンプル・アベイルの建物を西側駐車場の位置いっぱい建てること出来ないと隣接住民は話している。

茨城県告示第1030号

昭和50年2月13日で計画を確定した県営猿島西部地区土地改良事業については、平成14年3月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成14年8月26日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1031号

茨城県経常建設共同企業体入札参加資格審査要項（平成11年茨城県告示第382号）の一部を次のように改正する。

平成14年8月26日

茨城県知事 橋 本 昌

別紙第7条中「当企業体を代表して」の次に「その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで」を加え、「自己の名義をもって」を削る。

別紙第9条中「運営委員会を設け」の次に「、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し」を加える。

別紙第10条中「請負契約」の次に「の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務」を加える。

別紙第11条中「代表者の名義により設けられた」を「共同企業体の名称を冠した代表者名義の」に改める。

別紙第16条の次に次の1条を加える。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名をすべき事由に該当した場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認を得て、当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の規定により構成員を除名した場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員を除名した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

別紙第17条中「前条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認を得て、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

付 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の茨城県経常建設共同企業体入札参加資格審査要項は、この告示の日の施行の日（以下「施行日」という。）後に新たに締結する協定について適用し、施行日前に締結された協定については、なお従前の例による。

茨城県告示第1032号

茨城県特定建設工事共同企業体入札参加資格審査要項（平成11年茨城県告示第383号）の一部を次のように改正する。

平成14年 8 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

様式第1号第7条中「当企業体を代表して」の次に「その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで」を加え、「自己の名義をもって」を削る。

様式第1号第9条中「運営委員会を設け」の次に「組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し」を加える。

様式第1号第10条中「請負契約」の次に「の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務」を加える。

様式第1号第11条中「代表者の名義により設けられた」を「共同企業体の名称を冠した代表者名義の」に改める。

様式第1号第16条の次に次の1条を加える。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名すべき事由に該当した場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認を得て、当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の規定により構成員を除名した場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員を除名した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

様式第1号第17条中「前条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認を得て、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県特定建設工事共同企業体入札参加資格審査要項は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）後に新たに締結する協定について適用し、施行日前に締結された協定については、なお従前の例による。

茨城県告示第1033号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 8 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 8 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 461号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡水府村大字上高倉字竹ノ花560番2地先から	旧 (A)	メートル 最大 16.5 最小 3.0	メートル 970	バイパス新設 及び現道拡幅
	新 (A)	最大 16.5 最小 3.0	970	
久慈郡水府村大字上高倉字地境道下1085番地先まで	(B)	最大 58.0 最小 12.6	1,060	

茨城県告示第1034号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、向原土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成14年 8 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	岡 田 忠 男	千代田町大字下稲吉1687番地 8

茨城県告示第1035号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、富士見町土地区画整理組合の理事の氏名

及び住所について届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成14年 8 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	館 野 克 之	結城市大字結城10632番地
"	安 藤 忠 雄	" " 10413番地
"	宮 本 榮之助	" " 455番地
"	荒 井 武 身	" 川木谷一丁目 9 番地 4
"	齊 藤 博 隆	" 大字結城10424番地の 2
"	染 田 保 男	" " 10574番地
"	平 山 登 三	" " 10635番地の 2
"	丸 山 政 光	" " 10387番地の 3
"	山 田 利 夫	" " 430番地
"	廣 瀬 清	" " 10575番地の 5
"	村 松 八 郎	" " 10626番地の 5
"	谷田貝 岑 雄	" " 10393番地の 3

茨城県告示第1036号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第 1 項の規定に基づき、泉町 1 丁目南地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所について届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成14年 8 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

理事長に就任した者

氏 名	住 所
内 田 泰 弘	水戸市泉町 1 丁目 6 番20号

茨城県告示第1037号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の 6 の 4 第 3 項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の 3 の規定により告示する。

平成14年 8 月26日

茨城県水戸県税事務所長 下 河 辺 幸 夫

県 名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	特約業者の指定の取消し年月日
茨 城	高橋商事株式会社	茨城県水戸市塩崎753 - 1	平成14年 5 月31日

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成14年10月15日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成14年 8 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 定款変更認証申請のあった年月日

平成14年 8 月12日

2 定款変更認証申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 やみぞの森

（設立認証：平成12年 9 月22日，設立：平成12年 9 月25日）

3 代表者の氏名

鈴木 昭 平

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市河和田 1 丁目1814番地 6

5 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、茨城県内の森林資源を利活用し、森林の植林，育成及び保護等の支援や環境教育等の企画運営，木材リサイクルシステムの調査研究普及等の事業を行い，この地域の活用型自然環境循環システムを構築し，広く地域環境・地域社会に寄与することを目的とする。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の縦覧

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の提出があったので，法第9条第1項の規定等に基づき，次のとおり縦覧に供する。

平成14年 8 月26日

茨城県県北地方総合事務所長 塚 本 力
茨城県鹿行地方総合事務所長 藤 田 正 弘
茨城県県南地方総合事務所長 山 岡 清 司
茨城県県西地方総合事務所長 安 義 治

1 縦覧に供する書類

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業者によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書

2 縦覧期間

平成14年 8 月 1 日から平成15年 6 月30日まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

3 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 縦覧場所及びその所在地

縦 覧 場 所	縦 覧 場 所 の 所 在 地
茨城県県北地方総合事務所 環境保全課	水戸市柵町一丁目3番1号
茨城県鹿行地方総合事務所 環境保全課	鹿島郡鉾田町大字鉾田1367番3号
茨城県県南地方総合事務所 環境保全課	土浦市真鍋五丁目17番26号
茨城県県西地方総合事務所 環境保全課	下館市二木成615番

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画風致地区を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成14年 8 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

風致地区（平磯北風致地区、部田野新堤風致地区）

2 都市計画を定める土地の区域

平磯北風致地区

ひたちなか市 平磯町の一部

部田野新堤風致地区

ひたちなか市 新堤の一部

雨沢谷津の一部

小谷金の一部

部田野の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) ひたちなか市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

平成14年 8 月26日から平成14年 9 月 9 日まで

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成14年 8 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡美浦村大字興津字谷本275番、276番、277番、278番、279番、280番、281番、282番、283番、287番、288番、291番、292番、293番、294番、295番、296番、297番3、297番4、297番5、298番、1650番、1651番、1652番、1653番、1654番、1655番、1656番、1657番、1658番、大字信太字給分上762番、763番、764番、765番の一部、767

番, 768番, 769番, 770番, 771番, 773番, 774番, 776番, 777番, 大字美駒字美駒2500番13の一部

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区西新橋 1 - 1 - 19

日本中央競馬会

理事長 高 橋 政 行

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成14年 8 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西総建指令 第 669 号	平成14年 8 月13日	株式会社 ヒカリ建設 代表取締役 遠藤 光夫	猿島郡総和町大字駒 羽根280番地の 5	猿島郡総和町大字上辺 見字鹿養大道北402番 1	メートル 4.00	メートル 25.15

正 誤

平成14年 8 月19日付け茨城県報第1391号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から17	(4 件)	(5 件)

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)